

松本市森林整備変更計画書

(令和6年4月1日 変更)

計画期間　自 令和 3年 4月 1日
至 令和 13年 3月 31日

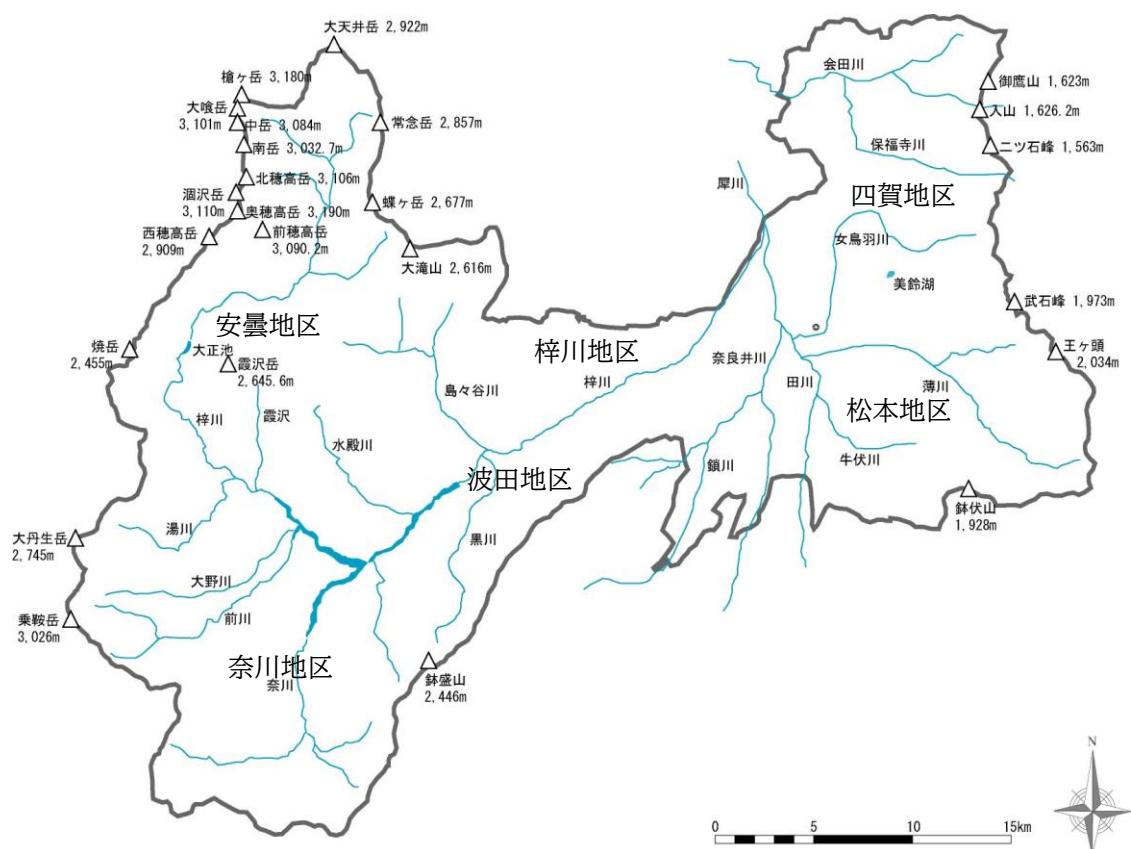
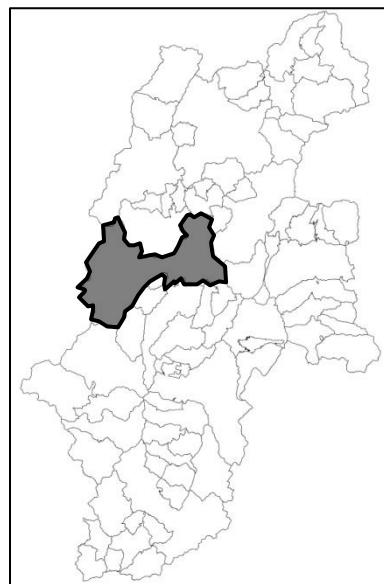
松 市

森林法(昭和 26 年 6 月 26 日付け法律第 249 号)に基づき、松本市森林整備計画を変更する。なお、松本市森林整備計画の変更は、令和 6 年 4 月 1 日にその効力を生ずるものとする。

主な変更内容

1 資料数値の更新

松本市 位置図



目 次

頁

I 基本的事項

1 森林整備の現状と課題	1
(1) 地域の概況	
(2) 森林・林業の現状	
(3) 森林・林業の課題	
2 森林整備の基本方針	7
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	8

II 森林の整備

第1 森林の立木竹の伐採（間伐を除く）	9
1 樹種別の立木の標準伐期齢	9
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	9
3 その他	11
第2 造林	11
1 人工造林	11
(1) 対象樹種	
(2) 方法	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2 天然更新	13
(1) 対象樹種	
(2) 方法	
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	16
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	17
(1) 造林の対象樹種	
(2) 生育し得る最大の立木の本数	
第3 間伐及び保育	17
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	17
(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢	
(2) 間伐の標準的な方法	

2 保育の種類別の標準的な方法	17
第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林	19
1 公益的機能別施業森林の区域について	20
2 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	20
(1) 水源涵養機能維持増進森林	
(2) 山地災害防止/土壤保全、保健文化機能維持増進森林	
3 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	21
(1) 区域の設定	
(2) 森林施業の方法	
4 その他	28
(1) 施業実施協定の締結の促進方法	
第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進	28
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	28
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	28
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	28
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	29
第6 森林施業の共同化の促進	29
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	29
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	29
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	29
第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設	30
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム	30
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域	30
3 作業路網の整備	30
(1) 基幹路網	
(2) 細部路網	
第8 その他	35
1 林業に従事する者の養成及び確保	35
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進	35
3 林産物の利用促進に必要な施設の整備	35

III 森林の保護	
第1 鳥獣害の防止	3 6
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	3 6
(1) 区域の設定	
(2) 鳥獣の防止方法	
2 その他	3 6
第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護	3 6
1 森林病害虫の駆除及び予防の方法	3 6
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	3 6
3 林野火災の予防の方法	3 7
4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	3 7
5 その他	3 7
(1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	
IV 森林の保健機能の増進	
1 保健機能森林の区域	3 8
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	3 8
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	3 8
V その他森林の整備に必要な事項	
1 森林経営計画の作成	3 8
2 生活環境の整備	3 9
3 森林整備を通じた地域振興	3 9
4 森林の総合利用の推進	3 9
5 住民参加による森林の整備	3 9
6 森林経営管理制度に基づく事業	4 0
7 その他必要な事項	4 0
【計画策定の経過】	4 1

I 基本的事項

1 森林整備の現状と課題

(1) 地域の概況

本市は長野県のほぼ中央部、松本平の中心に位置し、平成17年4月1日に四賀村、安曇村、奈川村及び梓川村の4村と、平成22年3月31日に波田町と合併し、総面積は、978.47km²、南北に41.3km、東西に52.2kmに広がる中核市です。

北は大町市、安曇野市、東筑摩郡筑北村、東は上田市、小県郡青木村、長和町に、南は塩尻市、岡谷市、諏訪郡下諏訪町、東筑摩郡朝日村、山形村、木曽郡木曽町、木祖村に、西は岐阜県高山市に接しています。西の北アルプス槍ヶ岳・穂高岳を源とし、松本平を潤して北上する梓川、そこへ東の美ヶ原高原からの薄川、北東の三才山からの女鳥羽川、南の木曽谷からの奈良井川が合流しています。

人口は235,475人(R6.1.1時点)で、産業別就業者数は、第3次産業が70%、第2次産業が24%、残り6%を第1次産業が占めていますが、第1次産業就業者は減少傾向にあります。

◇位 置 (松本市役所)

東経 137° 58' 19"、北緯 36° 14' 17"、海拔 592m

◇面 積

978.47Km² (東西 52.2 km、南北 41.3 km)

◇土地の地目別面積

(単位: Km²)

田	畠	宅地	山林	原野	その他
49.87	30.06	51.12	599.42	15.41	232.59

(松本市の統計 令和4年度版 資産税課「概要調書」令和3年1月1日)

◇気 象

平均気圧	気 温			年間総降水量	風速平均	湿度平均
	平 均	最 高	最 低			
943.2hPa	12.2°C	34.1°C	-5.1°C	926.5mm	2.4m/s	68%

(気象庁の気象データ 2023)

(2) 森林・林業の現状

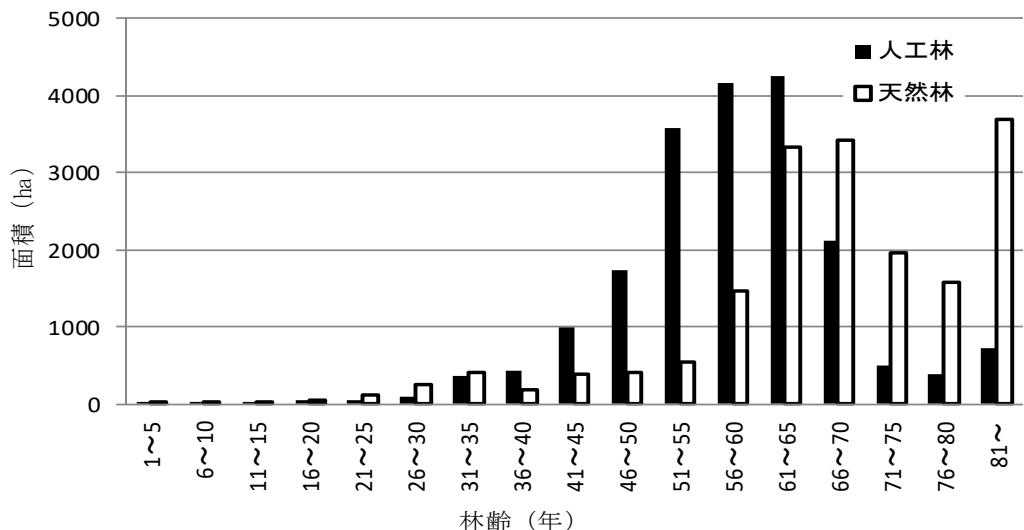
ア 地域の森林資源

本市は、地域総面積 97,847ha の 80%にあたる 78,444ha が森林であり、その 49%、38,272ha が民有林です。このうち民有林の人工林は 19,515ha で、人工林率 51%となっています。

樹種は、高海拔、内陸的で日較差の大きい、かつ寡雨乾燥の寒冷な気候を反映して、人工のカラマツが 13,015ha で、人工林の 67%と優占し、次いで人工のアカマツが 3,916ha で 20%、スギ・ヒノキ等は、2,584ha で 13%、沢筋あるいは山麓の一部適地に植林されています。

近年の造林意欲の停滞から、幼齢林は極めて少なくなっています。天然林では、天然性アカマツや、かつて薪炭林であった広葉樹林分が多く、造林不適な急斜面に分布しています。

【民有林の齢級別構成グラフ】(R5.9 森林簿情報による)



【人天別森林資源表】

単位：面積 ha、蓄積m³

民国別	資源量	人工林			天然生林			合計				
		針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	未立木地等	計	針葉樹	広葉樹	未立木地等	
民有林	面 積	19,234	297	19,531	3,290	14,571	880	18,741	22,524	14,868	880	38,272
	蓄 積	4,403,222	20,858	4,424,080	730,860	1,500,517	40	2,231,417	5,134,082	1,521,375	40	6,655,497
国有林	面 積	4,644	34	4,678	18,524	12,032	4,938	35,494	23,168	12,066	4,938	40,172
	蓄 積	1,021,719	40,429	1,062,148	3,116,672	1,861,733	0	4,978,405	4,138,391	1,902,162	0	6,040,553
合 計	面 積	23,878	331	24,209	21,814	26,603	5,818	54,235	45,692	26,934	5,818	78,444
	蓄 積	5,424,941	61,287	5,486,228	3,847,532	3,362,250	40	7,209,822	9,272,473	3,423,537	40	12,696,050

(民有林：R5.9 森林簿情報による) (国有林：R6.4 中部山岳国有林の地域別の森林計画書による)

「未立木地等」は、未立木地、伐採跡地、竹林、崩壊地、岩石地及び施設敷を含みます。

民有林の人工林割合 面積 51.03% 蓄積 66.47%

【民有林の樹種別構成表】

樹種		面積 (ha)		蓄積 (m³)		
		比率	計画区内比率		比率	計画区内比率
アカマツ	6,098ha	16%	28%	1,266,651 m³	19%	27%
カラマツ	13,443ha	35%	45%	3,192,519 m³	48%	43%
スギ	726ha	2%	8%	312,380 m³	5%	9%
ヒノキ	1,113ha	3%	26%	168,670 m³	2%	25%
その他針	1,145ha	3%	55%	192,331 m³	3%	52%
広葉樹	14,868ha	39%	23%	1,521,375 m³	23%	24%
未立木地等	879ha	2%	-	40 m³	0%	-
計	38,272ha	100%	-	6,655,497 m³	100%	-

(R5.9 森林簿情報による)

「比率」は、松本市の森林に占める樹種の割合です。「計画区内比率」は、中部山岳計画区内において、樹種ごとに松本市の森林が占める割合です。

イ 森林の所有形態

民有林 38,272ha のうち、公有林が 18,192ha、私有林が 20,080ha となっており、若干私有林の比率が高くなっています。またその多くが 1ha 未満の小規模な個人所有者となっています。

【民有林の所有形態】

所有形態別		面 積		蓄 積	
			割合		割合
公 有 林	県	2,538ha	7%	422,073 m³	7%
	市町村	11,959ha	31%	1,927,544 m³	29%
	財産区	3,695ha	10%	631,619 m³	9%
	計	18,192ha	48%	2,981,236 m³	45%
私 有 林	集落有林	4,423ha	11%	649,807 m³	10%
	団体有林	2,696ha	7%	504,784 m³	7%
	個人有林	10,281ha	27%	2,042,068 m³	31%
	その他	2,680ha	7%	477,602 m³	7%
	計	20,080ha	52%	3,674,261 m³	55%
合 計		38,272ha	100%	6,655,497 m³	100%

(R5.9 森林簿情報による)

ウ 林業労働の現状

本市には、松本広域森林組合の支所のほか複数の林業事業体があり、高性能林業機械を活用し、森林の保育及び素材生産を行っています。

【事業体別林業従事者数】

区分	組合・事業者数	従業者数(人)	備考
森林組合	1	42	
会社	5	66	
個人事業者	0	0	
NPO 法人	0	0	
合計	6	108	

(令和5年度長野県調べ)

【高性能林業機械等設置状況】

機械名	台数
フェラーバンチャ	1
スキッダ	0
プロセッサ	2
ハーベスター	4
フォワーダ	9
タワーヤーダ	1
スイングヤーダ	7
その他	1
合計	24

(令和5年度長野県調べ)

エ 林内路網の整備状況

本市には97路線の林道、1路線の林業専用道、及び192路線の作業道が開設されており、林内路網密度は12.0m/haです。

【路網整備状況（令和5年度末）】

区分	路線数	延長	密	度
			うち舗装	
林道	97路線	287km	139km	7.5m/ha
林業専用道	1路線	2.3km	0km	0.1m/ha
作業道	192路線	189km	0km	4.4m/ha
計	290路線	478.3km	139km	12.0m/ha

オ 保安林の配備、治山事業の実施状況

公益的機能を確保するため、民有林38,272haのうち18,414ha(48%)が保安林に指定されています。なかでも水源かん養保安林がもっとも広く指定されており、保安林面積の58%を占めます。保安林では、土砂崩れなどの災害で荒廃した森林の復旧や、災害を予防するための治山事業が実施されています。

【保安林配備状況】

保 安 林 種	面 積	保安林に占める割合
水源かん養保安林	10,677ha	58%
土砂流出防備保安林	6,601ha	36%
土砂崩壊防備保安林	21ha	0%
干害防備保安林	850ha	4%
なだれ防止保安林	123ha	1%
落石防止保安林	29ha	0%
保健保安林	(6ha) 128ha	1%
風致保安林	2ha	0%
合 計	(6ha) 18,430ha	100%

(R5.9 森林簿情報による)

注) 括弧書きは他の保安林との重複面積(外数)

【治山事業実施状況】

事業名	地区	計画期間	主な工種
奥地保安林保全緊急対策事業	奈川	H29～R3	床固工、流路工、森林整備
復旧治山事業	向山	R元～R6	山腹工
地すべり防止施設災害復旧事業	稻倉	R2～R3	山腹工
保安林緊急改良事業	里山辺	R2～R4	森林整備
保育事業	入山辺	R3～R5	下刈
保安林総合改良事業	里山辺	R5～R10	森林整備
防災林造成事業	白骨	R5～R9	山腹工
災害関連緊急治山事業	波田	R3	谷止工
災害関連緊急治山事業	浅間温泉	R3	谷止工

(R5.9 森林簿情報による)

(3) 森林・林業の課題

ア 松本地区

奥山はカラマツ、アカマツの人工林を主体とした森林が多く、森林組合等の林業事業体等による搬出間伐を中心とした整備が進められています。

里山では個人有林が多く、所有者や境界の不明確な森林も多いため、集約化に手間がかかることが森林整備を遅らせている原因の一つとなっています。

また、松枯れ被害は、岡田、本郷、里山辺、入山辺からさらに南方へと松本地区全体に拡大しています。

イ 四賀地区

松本市全体のアカマツ林の45%を占める四賀地区では、さらに松枯れ被害が拡大していますが、下層からはコナラ等の広葉樹が多く植生してきています。

当地区は、地盤が脆く安定しない森林が多いことから、山地災害の防止機能を高める

ための森林整備を進める必要があります。

また、松枯れによる被害木の倒木が、道路通行止めや停電等、ライフラインに影響を与えてる現状です。

ウ 安曇地区

上高地、乗鞍高原は国内でも有数の観光地であり、安曇地区森林面積の84%は国有林となっています。零細な個人有林と大規模な国立公園等の森林が調和を保ちながら、地区の特徴を活かした森林整備を行うことが重要です。

エ 奈川地区

標高が高く人工造林地の83%はカラマツですが、人工林のうち高齢林や伐期が過ぎた森林等については、計画的に主伐を実施し、地域の木材産業の活性化を図り、再造林等を行う必要があります。また、各地域には水源地があり、水源涵養機能を高めるための森林整備を進める必要があります。

オ 梓川地区

林床が不安定で土砂の流出が想定される森林があり、雨水の浸透・保水能力の高い森林土壤の形成を図るための森林整備が必要です。

また、標高の低い里山では、松枯れ被害が目立つようになってきています。

カ 波田地区

波田地区森林面積の69%が水源涵養保安林で、重要な水源が複数ある、水源涵養機能や山地災害防止機能を高めるための森林整備を進める必要があります。

また、人工造林地の84%がカラマツであり、高齢林や伐期が過ぎた森林に計画的な主伐を行い、再造林していく必要があります。

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養 雨水を一時蓄え、ゆっくりと流出させることで量が安定したきれいな水を育む	1 すき間の多い土壤をもつ 2 いろいろな高さの植物が層をなし、様々な樹種が混交する 3 林齡が高い 4 地面が草や落ち葉や枯れ枝などに覆われている
山地災害防止/土壤保全 立木の根によって土砂の崩壊を防ぐ。草木、落葉等によって地表を保護し土壤の浸食を防ぐ	1 根が広く深くはり、土をつかむ力がつよい 2 樹冠が適度に茂っている 3 地面が草や落ち葉や枯れ枝などに覆われている 4 必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている
保健・文化・レクリエーション 保養、観光、娯楽、文化活動の場を提供する	1 多様な樹種からなり、自然とのふれあいの場として適切に管理されている 2 史跡・名勝地と一体となって景観や風致を提供している 3 必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている
木材生産 再生産可能な資源である木	1 持続的な木材生産が可能な土壤が維持されている 2 木材の搬出に必要な林内路網が整備されている

材を持続的に生産する	3 森林経営計画が樹立してある
------------	-----------------

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿と、その目指す姿に誘導する森林整備の基本的な考え方及び施業の方法は、中部山岳地域森林計画の「【表 2-1】 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」に即することとします。

【森林の有する機能と望ましい森林資源の姿】

(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと

ア 森林整備の基本的な考え方

森林所有者の意向調査をもとに森林経営管理制度の活用について重点的に取り組みます。また、森林整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、機能に応じた適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持造成を図るため、下記のとおり森林施業を推進します。

(ア) 水源涵養機能森林

適切な保育・間伐を促進しつつ、伐採に当たっては伐期の延長を推進し、裸地面積を縮小及び分散化します。また、立地条件等に応じ天然の力を活用した施業も推進します。さらにダム等の利水施設上部等においては、保安林の指定やその適切な管理を推進します。

(イ) 山地災害防止機能／土壌保全機能森林

長伐期施業（高齢林の森林）や複層林施業へ誘導することにより、林床の裸地化の縮小、回避を図る施業を推進します。また、山地災害の発生の危険性が高い地域等において、保安林の指定や治山事業の積極的な導入により、県の「災害に強い森林づくり指針」に基づき、適正な森林整備を進めます。

(ウ) 保健・レクリエーション機能森林

立地条件や地域のニーズ等に応じて、広葉樹林や針広混交林への転換を図るなど多様な森林整備を推進します。

(エ) 文化機能森林

史跡、名勝地と一体となった、優れた景観等を形成する森林では、美的景観の維持形成に配慮した森林整備を推進します。

(オ) 木材生産機能森林

木材を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全化を確保し、木材需要に応えた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐を推進します。

また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進します。

イ 地区の方針

(ア) 松本地区

森林組合等の林業事業体と協力し、積極的な集約化を行いながら森林整備を進めて

いきます。また、搬出間伐を中心に計画的かつ効率的に実施するため、路網整備を推進します。

松枯れ被害対策の更新伐等については、各地区の対策協議会や林業事業体と協力して事業を推進します。

(イ) 四賀地区

松枯れ被害対策として更新伐等を進め、事業実施後、確実な更新を図ります。

また、対策協議会や地区町会と連携を図り、被害木の倒木によるライフライン対策を強化していきます。

(ウ) 安曇地区

国立公園として森林とのふれあいの場を提供するため、広葉樹の育成を図るなど、環境保全を考慮した整備を推進することとします。また、住民や観光の身近な森林として、林産物の採取等を通じて森林整備への理解と森林の働きを啓発するフィールドの整備を図ります。

(エ) 奈川地区

水源涵養機能を高めるため、皆伐施業を制限し適切な管理を行います。

また、路網等を整備し、高齢林を計画的に搬出させ木材産業の活性化を図ります。

地形が急峻で、降雨量が多く、山腹崩壊が多発している箇所については、山地災害防止機能や環境保全を考慮した森林整備を推進します。

「松本市奈川地区森林整備推進協定」に基づき、国有林との森林施業の共同化を積極的に推進し森林整備を進めます。

(オ) 梓川地区

山地災害防止機能などを考慮しつつ、雨水の浸透・保水能力の高い森林土壤を育み、水源涵養機能が高度に発揮されるよう、水資源の安定確保に向け、間伐・保育等を進めます。

また、松枯れ対策として、森林組合等の林業事業体と協力し、更新伐等を進めます。

(カ) 波田地区

重要な水源林を維持し、水資源を安定的に確保するため、適切な施業を行い良好な環境の保全を図ります。

また、山地災害防止機能や環境保全を考慮したうえ、路網等を整備し、高齢林を計画的に搬出させ木材産業の活性化を図ります。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

中信森林管理署、県、市、森林所有者、森林組合等林業関係者及び木材産業関係者の間で相互に合意形成を図りつつ、地域が一体となって集約化を進めるとともに、集約化した森林は、確実に森林経営計画を立てることとし、持続的な森林経営を推進します。

II 森林の整備

第1 森林の立木竹の伐採（間伐を除く）

標準伐期齢は、中部山岳地域森林計画で定める指針に基づき、伐採に関する事項を以下のとおり定めます。

なお、標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

【樹種ごとの標準伐期齢等】

区分	樹種	標準伐期齢	伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢	長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢
針葉樹	カラマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	アカマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	ヒノキ	45年	55年以上	おおむね90年以上
	スギ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	その他針葉樹	60年	70年以上	おおむね120年以上
広葉樹	クヌギ	15年	25年以上	おおむね30年以上
	ナラ類	20年	30年以上	おおむね40年以上
	ブナ	70年	80年以上	おおむね140年以上
	その他広葉樹	20年	30年以上	おおむね40年以上

（中部山岳地域森林計画書 表3-3）

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定めたうえで伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の育成状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとします。

「更新」とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、人工造林又は天然更新で更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいいます。なお、主伐方法の選択にあたっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとします。

【主伐の区分】

区分	主伐の方法の内容
皆伐	択伐以外のもの。
択伐	伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。 なお、ここで択伐とは、材積による択伐率が30%以下の択伐をいう。 (伐採後の造林を人工植栽による場合は、40%以下の択伐率。)

（中部山岳地域森林計画書 表3-1）

【主伐の留意事項】

区分	留 意 事 項
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅(20m以上)を確保する。 ② 立地条件により、人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域（例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等）は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。 ③ 森林の公益的機能を保全するため、必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。 ④ 伐採後の更新が天然更新により行われる場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮すること。 ⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新により行われる場合は、ぼう芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこと。 ⑥ 更新のための造林に対して補助金を受けるためには、あらかじめ森林經營計画の認定を受けておく必要がある。
皆 伐	<ul style="list-style-type: none"> ① 原則として、傾斜が急な所、風害・雪害の気象害がある所、獣害の被害が激しいところは避け、確実に更新が図られるところで行うものとする。 ② 1カ所当たりの皆伐の上限面積は、20haを超えないものとする。 なお、出来るだけ小面積とするよう計画するものとする。 ③ 隣接する伐採跡地との間には、幅20m以上(周辺森林の成木が20mを超える場合は、樹高程度以上)の保残帯を設けること。 ④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壤等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。 ⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。河川、溪流沿いの水辺環境、耕作地人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道
択 伐	<ul style="list-style-type: none"> ① 群状伐採にあっては、1カ所当たりの伐区面積は0.05ha未満とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。 ② 帯状伐採にあっては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。 ③ 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

(中部山岳地域森林計画書 表3-2)

なお、立木の伐採にあたっては、以下のアからオまでに留意すること。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めること。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること。

ウ 伐採後の適確な更新を図るため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこと。特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、渓流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置すること。

オ 上記アからエに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとします。

また、集材にあたっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこと。

3 その他

主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認します。

【更新の確認時期】

主伐の届出	更新方法	確認時期	確認者
伐採及び伐採後の造林の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	松本市
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	
市町村認定の森林經營計画に係る伐採等の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	【県認定計画】 松本地域振興局 【市認定計画】 松本市
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	

(中部山岳地域森林計画書 表3-4)

確認方法は、「第2 造林」の更新完了の基準及び調査の方法のとおりとします。

なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や確認調査にあたり、長野県松本地域振興局の林業普及指導員等に技術的な助言、協力を仰ぐこととします。

第2 造林

中部山岳地域森林計画の指針に基づき、造林に関する事項を下記のとおり定めます。

1 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成单層木として維持する森林において行います。

なお、造林すべき樹種は、地形、地質、土壤、周辺の森林分布等を勘案し、適地適木を基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定することとします。

下表以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員や本市の林務担当部局とも相談のうえ、適切な樹種を選択することとします。

(1) 対象樹種

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ	
	ヒノキ	
	アカマツ	
	カラマツ	
	その他針葉樹	
	広葉樹	

(中部山岳地域森林計画書 表3-6)

(2) 人工造林(植栽)方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

主要樹種の植栽本数は、下表を標準とします。

なお、立地条件、既往の造林方法等を勘案し、林業普及指導員や本市の林務担当部局とも相談の上、将来的な施業の方針を明確にすることで植栽本数を決定することができるものとします。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	中庸仕立て	3,000本	
ヒノキ	中庸仕立て	3,000本	
アカマツ	中庸仕立て	3,000本	
カラマツ	中庸仕立て	2,300本	
その他針葉樹	中庸仕立て	3,000本	
広葉樹	中庸仕立て	3,000本	

(中部山岳地域森林計画書 表3-6)

注) 上記本数を基準としますが、低密度植栽等によるコスト削減の取組や大苗木、コンテナ苗については特にコスト削減の取組とコンテナ苗の特性等を総合的に勘案し植栽本数を決定する。育成複層林施業における下層木の植栽本数は、上記の基準に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、天然生稚樹の発生状況に応じて調整する。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地揃えの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮すること。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	植栽地の気候等に応じて、春もしくは秋の適期に行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆 伐	択 伐
伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間。	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間。

2 天然更新

(1) 対象樹種

天然下種更新樹種一覧表

バッコヤナギ（ヤナギ科）	オノエヤナギ（ヤナギ科）	その他ヤナギ類（ヤナギ科）
サワグルミ（クルミ科）	オニグルミ（クルミ科）	ヨグソミネバリ（ミズメ）（カバノキ科）
ウダイカンバ（カバノキ科）	シラカンバ（カバノキ科）	ダケカンバ（カバノキ科）
ネコシデ（カバノキ科）	ハンノキ（カバノキ科）	ケヤマハンノキ（カバノキ科）
コバノヤマハンノキ（カバノキ科）	ヤハズハンノキ（カバノキ科）	ミヤマハンノキ（カバノキ科）
ヤシャブシ（カバノキ科）	ミヤマヤシャブシ（カバノキ科）	ヒメヤシャブシ（カバノキ科）
オオバヤシャブシ（カバノキ科）	アサダ（カバノキ科）	サワシバ（カバノキ科）
クマシデ（カバノキ科）	イヌシデ（カバノキ科）	アカリシデ（カバノキ科）
ブナ（ブナ科）	イヌブナ（ブナ科）	コナラ（ブナ科）
ミズナラ（ブナ科）	クヌギ（ブナ科）	カシワ（ブナ科）
クリ（ブナ科）	オヒヨウ（ニレ科）	エノキ（ニレ科）
エゾエノキ（ニレ科）	ハルニレ（ニレ科）	ケヤキ（ニレ科）
フサザクラ（フサザクラ科）	カツラ（カツラ科）	ヒロハカツラ（カツラ科）
タムシバ（モクレン科）	コブシ（モクレン科）	ホオノキ（モクレン科）
カスミザクラ（バラ科）	オオヤマザクラ（バラ科）	ミヤマザクラ（バラ科）
ウワミズザクラ（バラ科）	イヌザクラ（バラ科）	ズミ（バラ科）
アズキナシ（バラ科）	ウラジロノキ（バラ科）	ナナカマド（バラ科）
キハダ（ミカン科）	イタヤカエデ（カエデ科）	ウリハダカエデ（カエデ科）
オオモミジ（カエデ科）	ヤマモミジ（カエデ科）	コミネカエデ（カエデ科）
ヤマボウシ（ミズキ科）	ミズキ（ミズキ科）	クマノミズキ（ミズキ科）
リョウウブ（リョウウブ科）	オオバアサガラ（エゴノキ科）	コバノトネリコ（アオダモ）（モクセイ科）
ヤチダモ（モクセイ科）	アカマツ（マツ科）	カラマツ（マツ科）
キタゴヨウ（マツ科）	チョウセンゴヨウ（マツ科）	モミ（マツ科）
ウラジロモミ（マツ科）	シラビソ（マツ科）	オオシラビソ（マツ科）

トウヒ（マツ科）	ツガ（マツ科）	コメツガ（マツ科）
スギ（スギ科）	ヒノキ（ヒノキ科）	サワラ（ヒノキ科）
アスナロ（ヒノキ科）	クロベ（ネズコ）（ヒノキ科）	ネズミサシ（ヒノキ科）
イチイ（イチイ科）	（中部山岳地域森林計画書 表3-9）	

ぼう芽更新樹種一覧表

区分	樹種	ぼう芽能力がピークとなる根元直徑及びその時の平均ぼう芽本数（参考）	ぼう芽の発生するおおむねの限界根元直徑（参考）	
ぼう芽更新樹種	ミズナラ（ブナ科）	20 cm	30 本	50 cm
	コナラ（ブナ科）	10 cm	20 本	40 cm
	クリ（ブナ科）	20 cm	60 本	40 cm
	ホオノキ（モクレン科）	20 cm	20 本	60 cm
	カスミザクラ（バラ科）	10 cm	20 本	40 cm
	イタヤカエデ（カエデ科）	10 cm	20 本	20 cm
	ウリハダカエデ（カエデ科）	10 cm	20 本	40 cm
	※クマシデ（カバノキ科）	10 cm	10 本	20 cm
	※オオモミジ（カエデ科）	10 cm	10 本	50 cm
	※コシアブラ（ウコギ科）	10 cm	10 本	30 cm
	※ミズキ（ミズキ科）	10 cm	10 本	30 cm
	※リョウブ（リョウブ科）	10 cm	10 本	20 cm

※印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種 (中部山岳地域森林計画書 表3-10)

(2) 天然更新方法

ア 天然更新の対象樹種別の期待成立本数

樹種	期待成立本数
対象樹種すべて	10,000 本/ha 以上

(中部山岳地域森林計画書 表3-12)

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

方 法	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。
刈出し	ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。
植込み	更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。
芽かき	ぼう芽更新による場合に、耐陰性の強い樹種では余分な芽をつみ取る芽かきを適宜実施する。

(中部山岳地域森林計画書 表3-11)

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、次の調査方法により行います。必要に応じ、長野県松本地域振興局の林業普及指導員等に技術的な助言、協力を依頼します。

(ア) 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査による方法とし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区（調査プロット）の数及び面積を設定します。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を撮影して記録し、目視による調査とします。

a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1カ所以上の標準的箇所を選んで設定します。1調査区の大きさは2(幅)×10(長さ)mの帯状とし、調査区内は長さ方向に5区分（2m×2m×5 プロット）とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置します。

b 調査方法

調査は、1 プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとします。なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とします。

c 調査の記録

調査を実施した際は必ず野帳に記録し、写真を撮影して保管します。

なお、調査記録は適切に保存します。

(イ) 更新の判定基準

区分	内 容
更新すべき立木本数	3,000 本/ha 以上
稚樹高	競合植物の草丈との関係により、中部山岳地域森林計画書の表 3-13 を参考に判断する。
更新を判定する時期	伐採終了年度の翌年度の初日から、5 年を経過した日までに判定する。判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業行うか、又は不足本数を人工造林し、伐採終了年度の翌年度初日から 7 年を経過した日までに判定する。

（中部山岳地域森林計画書 表 3-12）

(ウ) 更新成績が不良の場合の対応

更新成績が不良となっている場合（種子の凶作、ササ類の繁茂等）には、速やかに追加的な天然更新補助作業（刈り出し等）又は植栽を実施することとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採終了年度の翌年度の初日から、5 年を経過する日までの期間とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備本部計画課長通知)の3の3-2の4により、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上部や周囲100m以内に存せず、林床にも更新樹種が存しない森林とします。

また、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから鳥獣害防止対策を検討することとします。

○ 「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」

1 現況が人工林の針葉樹である。

↓ Yes

2 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上部に存在しない。

(堅果を持つ更新樹種による天然下種(重力散布)が期待できない。)

↓ Yes

3 中心地から周囲100m以内に広葉樹林が存在しない

↓ Yes

4 林床に更新樹種が存在しない。

- ・過密状態にある森林
- ・シカ等による食害が激しい森林
- ・ササが一面に被覆している森林
- ・礫地が多い森林

↓ Yes

「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」と設定しました。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	面積 (ha)	備 考
31, 17A, 18H, 21H, 23D, 24T, 25C, 25H, 451, 45D, 46D, 681, 751, 771, 81D, 871, 94H, 961, 96H, 97D, 97H, 98H, 101C, 102C, 1031, 106H, 109H, 142H, 143D, 143H, 1033A, 1034D, 1034T, 1040H, 1041H, 1042C, 1045C, 1046C, 1054H, 1064D, 2001H, 2001H, 2020C, 2037C, 2056A, 2060D, 2060H, 2061H, 2066D, 2070D, 2077H, 2077H, 2077T, 30011, 3001D, 3001C, 3004H, 30181, 3019D, 30201, 30261, 30371, 3037H, 3039C, 3040T, 3044C, 3044H, 3044D, 3045D, 3046D, 3046H, 30491, 3049C, 3055H, 3060C, 40151, 4020H <u>※なお、区域内で主伐を行う場合は、天然林であっても原則、人工造林を計画すること。(伐採及び伐採後の造林の届出書及び森林経営計画書)</u>	55.15	全域の人工林にかかる森林を対象とする。 ただし、アカマツ、ナラ類、クヌギ等の天然更新可能地及び優良下層木の繁茂地を除く。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によるものとします。

イ 天然更新の場合

2の(1)によるものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新可能地では、対象樹種の立木が5年生の時点で3,000本/ha以上の本数を成立させることとします。

第3 間伐及び保育

1 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法

(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齡

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齡(年)				
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目
カラマツ (地位級I)	標準	2,300	11 (39%)	16 (39%)	24 (37%)	39 (38%)	58 (-%)
カラマツ (地位級II)	標準	2,300	13 (39%)	19 (39%)	29 (37%)	50 (38%)	87 (-%)
カラマツ (地位級III)	標準	2,300	15 (39%)	23 (39%)	37 (37%)	76 (38%)	-
カラマツ (地位級IV)	標準	2,300	19 (39%)	31 (39%)	53 (37%)	-	-
アカマツ (地位級I)	標準	3,000	12 (33%)	18 (31%)	24 (27%)	31 (25%)	40 (25%)
アカマツ (地位級II)	標準	3,000	14 (33%)	21 (31%)	28 (27%)	37 (25%)	51 (25%)
アカマツ (地位級III)	標準	3,000	15 (33%)	24 (31%)	33 (27%)	47 (25%)	75 (25%)
アカマツ (地位級IV)	標準	3,000	18 (33%)	29 (31%)	43 (27%)	69 (25%)	-
アカマツ (地位級V)	標準	3,000	21 (33%)	38 (31%)	64 (27%)	-	-
ヒノキ (地位級I)	標準	3,000	15 (26%)	19 (25%)	24 (33%)	31 (20%)	39 (25%)
ヒノキ (地位級II)	標準	3,000	16 (26%)	22 (25%)	28 (33%)	37 (20%)	50 (25%)
ヒノキ (地位級III)	標準	3,000	19 (26%)	25 (25%)	35 (33%)	49 (20%)	80 (25%)
ヒノキ (地位級IV)	標準	3,000	22 (26%)	31 (25%)	47 (33%)	67 (20%)	-
ヒノキ (地位級V)	標準	3,000	27 (26%)	44 (25%)	85 (33%)	-	-
スギ(表系) (地位級I)	標準	3,000	14 (30%)	18 (32%)	23 (31%)	30 (33%)	40 (33%)
スギ(表系) (地位級II)	標準	3,000	16 (30%)	20 (32%)	27 (31%)	36 (33%)	51 (33%)
スギ(表系) (地位級III)	標準	3,000	18 (30%)	23 (32%)	32 (31%)	46 (33%)	80 (33%)
スギ(表系) (地位級IV)	標準	3,000	21 (30%)	27 (32%)	41 (31%)	72 (33%)	-
スギ(表系) (地位級V)	標準	3,000	25 (30%)	35 (32%)	64 (31%)	-	-
スギ(裏系) (地位級I)	標準	3,000	9 (26%)	13 (35%)	18 (32%)	25 (33%)	34 (34%)
スギ(裏系) (地位級II)	標準	3,000	11 (26%)	15 (35%)	22 (32%)	32 (33%)	45 (34%)
スギ(裏系) (地位級III)	標準	3,000	13 (26%)	19 (35%)	29 (32%)	44 (33%)	78 (34%)
スギ(裏系) (地位級IV)	標準	3,000	17 (26%)	25 (35%)	42 (32%)	85 (33%)	-

スギ(裏系) (地位級V)	標準	3,000	23 (26%)	39 (35%)	-	-	-
------------------	----	-------	-------------	-------------	---	---	---

() 内は、本数間伐率です。

(中部山岳地域森林計画書 表 3-14~18)

標準伐期齢以上の樹齢においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐実施期間の間隔は、次表のとおりとする。これは、森林經營計画における間伐実施量算出の基礎となります。

区分	平均的な間伐間隔
標準伐期齢未満	10 年
標準伐期齢以上	20 年

なお、間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が地を覆つたようになり、うつ閉(樹冠疎密度が 10 分の 8 以上になることをいう。)し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が 35% 以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね 5 年後において、その森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものです。

(2) 間伐の標準的な方法

森林のめざす姿や将来の材の用途等の目標を定め、その目標に向けて間伐を行うものとします。個々の現場及び樹種の状況に合った間伐の方法や、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を統合的に検討した上で間伐を実施するものとします。

ア 点状間伐

初回の間伐は、不良な立木（被圧木、曲がり木、傾斜木、被害木、衰弱木あばれ木、二又木など）を対象とし、間伐率や立木の均等配置を考慮して実施します。

イ 列状間伐

1列伐採、2列残存を標準とします。

(3) 間伐を行う際の留意点

ア 沢沿いの伐倒木等は、下方へ流下しないように処理する等、山地災害防止に留意することとします。

イ 針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、更新伐、長伐期施業を行うものとします。

ウ アカマツの間伐木の処理にあたっては、松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針(平成 24 年 8 月 28 日付 24 森推第 333 号長野県林務部長通知)に従い、マツノマダラカミキリ等の産卵対象とならないよう適切な措置を行います。

(4) 鳥獣防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生育状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととします。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹 種	実施すべき標準的な林齡及び回数			標準的な方法
		実施時期	実施林齡	回数	
下刈り	全樹種	(1回目) 6月上旬～ 7月上旬 (2回目) 7月下旬～ 8月下旬	2年生～ 10年生	年1～ 2回	① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの1.5倍になるまで実施する。 必要に応じて、年2回実施する。 ② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。 ③ ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとすること。 ④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講じること。
枝打ち	スギ ヒノキ	11月～5月	11年生～ 30年生	最大8m までに必要な回数	① 人工造林の針葉樹で実施する。 ② 公益的機能別施業森林においては、林内の光環境に応じ、必要に応じて実施する。 ③ 木材生産機能維持増進森林においては、無節で完満な良質材を生産する場合に実施する。 ④ 将来明らかに間伐する立木の枝打ちは行わず、労力の軽減を図ること。 ⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変することから気象害に遭うおそれがあるため、極力避けること。
除伐	全樹種	5月～7月 (9月～3月)	11年生～ 25年生	1回～ 2回	① 目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去するために行う。 ② 更新樹種の生育に支障とならない樹木は、残すことが望ましい。
つる切り	全樹種	6月上旬～ 7月上旬	11年生～ 30年生	必要に応じて 2～3回	枝打ち、除伐と並行して実施することが望ましい。

第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

1 公益的機能別施業森林の区域について

公益的機能別施業森林の区域については、森林の有する機能のうち、水源涵養機能山地災害防止機能、土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るために森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり基準を設定します。

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の育成が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。

このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道や集落などからの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。

2 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源涵養機能維持増進森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めます。

イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定めます。

区域	樹種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
水源涵養機能維持増進森林	50年	50年	55年	50年	70年	25年	30年	80年	30年

(2) 山地災害防止/土壤保全、保健文化機能維持増進森林

ア 区域の設定

次に掲げる森林の区域を別表2に定めます。

① 山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林

② 保健文化機能維持増進森林

イ 森林施業の方法

アに掲げる森林については、長伐期施業を推進すべき森林として定めます。

これらに森林においては適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において公益的機能を確保するよう配慮することとします。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

区域	樹種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
アの①から②の森林	おおむね 80年	おおむね 80年	おおむね 90年	おおむね 80年	おおむね 120年	おおむね 30年	おおむね 40年	おおむね 140年	おおむね 40年

3 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表3に定めます。

(2) 森林施業の方法

下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進します。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業方法によるものとします。

施業種	施業の方法	
植栽	主伐後の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 植栽によらなければ更新困難な森林は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。	
間伐	おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以内の伐採とする。	
主伐	林齢	標準伐期齢以上
	伐採方法	皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。
		伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。
	伐採立木材積	伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カメラタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。

※上記の施業方法以外の森林整備を行う場合は、松本市と協議をするものとする。

【別表1】

区分	施業の方法	森林の区別	面積 (ha)
水源涵養機能維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林	1 イ, 口, ハ, 2 イ, ニ, 3 ニ, 5 口, ハ, ニ, 木, 6 イ, 口, ハ, ニ, 木, ヘ, ト, 7 イ, 口, ハ, ニ, 木, ヘ, ト, 9 イ, ハ, 10 イ, 口, ハ, ニ, 木, 11 イ, 口, ハ, ニ, 木, 12 イ, 口, ハ, ニ, 木, 13 イ, 口, ハ, ニ, 14 イ, 口, ハ, ニ, 木, 15 イ, 口, ニ, 19 イ, 口, ハ, ニ, 木, ヘ, 20 イ, 口, ハ, 21 イ, 口, ハ, ニ, 22 イ, 口, ハ, ニ, 木, 23 イ, 口, ハ, ニ, 木, ヘ, ト, 24 ハ, 25 イ, 口, ハ, ニ, 木, ヘ, 26 イ, 口, ハ, ニ, 木, 27 イ, 口, ハ, ニ, 木, ヘ, ト, 28 イ, 口, ハ, ニ, 29 イ, 口, ハ, ニ, 木, 30 イ, 口, ハ, ニ, 31 イ, 口, ハ, ニ, 木, ヘ, ト, チ, 32 イ, 口, ハ, ニ, 木, ヘ, ト, 33 イ, 口, ハ, ニ, 木, ヘ, ト, 34 イ, 口, ハ, ニ, 木, ヘ, ト, 35 口, ハ, ニ, 木, ヘ, 36 イ, 口, ハ, ニ, 木, ヘ, ト, チ, リ, 37 イ, 39 イ, 口, 40 イ, 口, 41 口, 43 イ, 45 ハ, 47 イ, 48 ハ, 49 イ, 口, 50 イ, 52 イ, 口, 53 イ, 55 口, 56 イ, 口, 63 イ, 口, 64 イ, 口, 65 イ, 口, 66 イ, 口, 67 イ, 68 イ, 69 イ, 口, 70 イ, 口, 72 イ, 75 イ, 口, 76 イ, 77 イ, 78 ハ, ニ, 79 イ, 口, 80 ハ, ニ, 85 イ, 口, ハ, 89 イ, 口, 90 イ, ハ, ニ, 91 イ, ハ, ニ, 木, 92 イ, 口, ニ, 93 イ, ハ, 94 イ, 口, 95 イ, 口, ハ, ニ, 木, 96 イ, 口, ハ, ニ, 木, 97 イ, 口, ハ, 98 口, 木, 99 イ, 口, ハ, 100 イ, 口, ハ, ニ, 木, ヘ, 101 イ, 口, ハ, ニ, 102 イ, 口, ハ, ニ, 104 イ, 口, ハ, 106 イ, 口, ハ, 107 口, ハ, 108 ニ, 109 イ, 木, 110 口, 木, 111 イ, 口, ハ, 112 イ, ニ, 113 イ, 口, 118 イ, 口, ハ, ニ, 119 イ, 口, ハ, ニ, 120 イ, 口, ハ, 121 イ, 口, ハ, 122 イ, 口, ハ, ニ, 123 ヘ, 124 イ, 口, ハ, 125 口, ハ, 126 イ, 口, ハ, ニ, 木, 137 口, ハ, 138 口, 148 イ, 口, ハ, ニ, 149 イ, 口, ハ, 150 口, ハ, 木, チ, リ, 151 イ, 152 ハ, 木, 153 口, 木, ヘ, ト, チ, 155 イ, 口, ハ, ニ, 157 木, 159 木, 160 口, チ, ル, 161 ヘ, 162 イ, 口, ト, チ, リ, 163 ト, チ, 165 木, ト, 168 口, ハ, 173 イ, 174 口, 175 イ, 口, 176 イ, 177 イ, 口, 178 イ, 口, 187 口, ハ, ニ, 188 イ, 189 イ, 190 イ, 口, 191 イ, 192 イ, 193 イ, 194 口, ハ, 195 イ, 口, 196 イ, 口, ハ, ニ, 木, ヘ, 197 イ, 口, ハ, ニ, 198 イ, 口, 199 イ, 口, 200 イ, 201 イ, 口, ハ, ニ, 203 イ, 204 イ, 口, 205 イ, 206 イ, 1001 イ, ハ, ニ, 1002 口, ハ, ニ, 木, 1003 ヘ, ト, チ, リ, 1004 口, ハ, ニ, ヘ, チ, 1007 イ, ハ, 木, 1008 イ, 口, ハ, ニ, 木, ヘ, ト, 1009 イ, ハ, ニ, 木, ヘ, ト, チ, 1010 口, ハ, ニ, 1011 口, ヘ, ト, チ, 1012 イ, 口, 木, 1013 イ, 口, 木, ヘ, ト, 1014 ハ, ニ, 木, ヘ, 1015 口, ハ, 1016 口, 1026 イ, 1028 ハ, ヘ, 1031 ハ, 木, ト, 1032 ハ, 1033 口, 木, ヘ, 1034 イ, 口, ハ, ニ, 木, ヘ, ト, 1035 ハ, 1036 イ, 木, 1038 ハ, 1039 イ, 口, ハ, 1040 イ, 口, ハ, ニ, 木, ヘ, ト, チ, リ, 1041 口, 1042 イ, 口, ハ, ニ, 1043 口, ハ, ニ, 木, ト, 1044 イ, 口, ハ, 木, ヘ, 1045 イ, ニ, 木, 1046 イ, ハ, 1047 イ, 口, 1048 口, 1049 イ, 口, 1050 イ, 口, ハ, 1051 イ, 口, 1052 イ, ヘ, 1053 口, ニ, 1054 口, ハ, 木, 1055 口, ハ, 1056 イ, 口, ハ, 1057 イ, 口, ハ, ニ, 1061 口, ハ, ニ, 木, 1063 ニ,	22,260.69

水 源 かん 涵 養 機 能 維 持 増 進 森 林	<p>ホ, へ, ト, 1064 ニ, ホ, 1068 ニ, ホ, へ, ト, チ, 1069 ハ, ニ, 1070 イ, ホ, へ, 1071 ハ, ニ, ホ, 1072 イ, ニ, ホ, ト, チ, 1074 イ, ハ, ニ, ホ, 1075 ハ, ニ, ホ, へ, 1076 ロ, ハ, ニ, ホ, 1077 イ, ロ, ハ, 1078 イ, 1079 ニ, ホ, へ, 1080 イ, ロ, 1081 イ, ロ, ハ, 1082 イ, ロ, ハ, 1083 イ, ロ, ハ, 1084 イ, ロ, ハ, ニ, ホ, 1085 イ, ロ, 1086 イ, ロ, 1087 イ, 1088 ハ, ニ, ホ, へ, ト, 1089 イ, ロ, ハ, ニ, ホ, 1090 イ, ハ, 1091 イ, ロ, ハ, 1092 イ, ロ, ハ, 1093 イ, ロ, ハ, ニ, ホ, 1094 イ, ロ, ハ, ニ, ホ, へ, 1095 イ, ロ, ニ, 1098 ロ, ハ, ニ, ホ, 1099 イ, ロ, ハ, ニ, 1100 イ, ロ, ハ, ニ, ホ, へ, ト, チ, リ, 1101 ハ, 1102 イ, ハ, ニ, ホ, へ, 1103 ロ, ハ, ニ, 1105 ハ, ホ, 1106 へ, リ, 1107 ロ, ハ, ニ, ホ, 1108 イ, ロ, ハ, ニ, ホ, へ, 1109 イ, ロ, ハ, ニ, ホ, へ, ト, 1110 イ, ロ, ハ, ホ, へ, ト, チ, リ, 1111 ハ, 1112 イ, ロ, ハ, 2001 ト, 2003 ニ, 2004 ロ, ハ, 2005 ロ, ハ, ニ, ホ, ト, 2006 イ, ロ, ハ, 2007 イ, ロ, ハ, ニ, ホ, へ, 2008 ロ, ハ, ニ, ホ, へ, 2009 イ, ロ, ハ, 2010 イ, ロ, ハ, ニ, 2011 イ, ロ, 2012 ニ, 2014 へ, ト, 2016 イ, へ, 2017 ロ, ハ, ニ, 2018 イ, ロ, ハ, ニ, ホ, へ, 2020 イ, ロ, 2021 イ, ロ, ハ, ニ, ホ, へ, 2022 イ, ロ, ハ, ニ, 2023 イ, ロ, ハ, ニ, ホ, 2024 イ, 2025 イ, ロ, ハ, 2026 イ, ロ, ハ, 2027 イ, ロ, ハ, ニ, ホ, 2028 イ, ロ, ハ, ニ, ホ, へ, ト, 2029 イ, ロ, ハ, ニ, ホ, へ, ト, 2030 イ, ロ, ハ, ニ, ホ, へ, 2031 イ, 2032 イ, ロ, ハ, ニ, へ, ト, チ, 2034 イ, 2035 イ, ハ, 2037 イ, ロ, ハ, 2039 イ, ロ, ハ, ニ, ホ, 2041 イ, ロ, ハ, 2042 イ, ロ, ハ, ニ, ホ, 2043 ロ, 2046 へ, ト, チ, 2047 ロ, ハ, ニ, 2050 イ, ハ, ホ, ト, リ, 2051 へ, 2052 ロ, ホ, 2056 イ, 2060 イ, ロ, へ, 2061 ニ, ホ, 2064 ホ, 2065 ロ, ハ, 2066 ロ, ハ, 2067 ロ, 2068 イ, ロ, 2070 ニ, ホ, 2071 イ, ロ, ハ, ニ, 2073 ハ, 2074 ロ, 2075 ハ, ニ, 2077 イ, 2079 イ, ニ, 2080 へ, 2081 ニ, 2082 イ, 2083 イ, 2084 イ, 3005 イ, ロ, ハ, ニ, 3006 ロ, ハ, ニ, 3007 ロ, へ, ト, 3008 ホ, 3009 イ, ハ, ニ, ホ, へ, 3010 ハ, ニ, ホ, へ, 3011 イ, ロ, ハ, 3012 ホ, へ, ト, チ, リ, 3013 イ, ロ, ハ, ニ, 3014 イ, ロ, ハ, ニ, ホ, 3015 イ, ロ, ハ, ニ, ホ, へ, ト, 3016 イ, ロ, ハ, ニ, ホ, へ, 3017 イ, ロ, ハ, ニ, ホ, へ, ト, 3021 ロ, ハ, ニ, ホ, 3022 イ, ロ, ハ, ニ, ホ, 3023 ロ, ニ, ト, チ, リ, ヌ, ル, ヲ, ワ, カ, 3027 ハ, ニ, ホ, へ, ト, 3028 イ, ロ, ハ, 3029 イ, ロ, ハ, ニ, 3030 イ, ロ, ハ, ニ, ホ, 3031 イ, ロ, ハ, ニ, ホ, へ, ト, 3032 イ, ロ, ハ, ニ, 3034 ホ, 3035 イ, ハ, 3036 イ, ロ, ハ, ニ, 3037 イ, チ, リ, 3038 ホ, へ, リ, カ, 3039 イ, ロ, ハ, ト, チ, リ, ヌ, 3040 ホ, へ, ト, チ, リ, ル, 3041 イ, ロ, ハ, ニ, ホ, へ, ト, 3042 イ, 3043 ホ, 3044 ニ, ホ, へ, ト, チ, リ, リ, ヌ, 3047 イ, ロ, ハ, ニ, 3048 イ, ロ, ハ, ニ, 3051 ハ, 3052 ロ, ハ, 3061 イ, ロ, 3062 イ, ロ, ハ, 3063 イ, ロ, ハ, ニ, ホ, 3064 イ, ロ, ハ, 3065 イ, ロ, ハ, ニ, ホ, へ, 3066 イ, ロ, ハ, ニ, ホ, へ, 3067 イ, 3068 イ, 3069 イ, 4001 イ, ロ, ホ, ト, 4011 ハ, ニ, ホ, 4014 イ, ロ, 4015 ハ, 4016 ハ, 4017 イ, ロ, ハ, ニ, ホ, へ, 4023 </p>
--	---

水 源 <small>かん</small> 涵 養 機 能 維 持 增 進 森 林	口, 4025 イ, 口, 4026 イ, 4027 イ, 口, ハ, 5001 イ, 口, ハ, 5004 ハ, ニ, 5005 イ, 口, ハ, 5008 ニ, ヘ, 5010 イ, 5011 ハ, 5012 イ, 5013 イ, 口, ハ, ニ, 5016 イ, 口, ハ, 5021 イ, 5022 イ, 口, ハ, 5023 イ, 口, ハ, 5024 イ, 5025 イ, 口, ハ, ニ, ホ, 5026 イ, 口, ハ, 5027 イ, 5028 イ, 口, 5029 イ, 口, ハ, 5030 イ, 口, ハ, 5031 イ, 口, ハ, ニ, ホ, ヘ, 5032 イ, 口, ハ, ニ, ホ, 5033 イ, 5038 イ, 口, ハ, 5039 イ, 口, ハ, ニ, 5040 イ, 口, 5041 イ, 口, ハ, 5042 イ, 口, ハ, 5043 イ, 口, 5044 イ, 口, ハ, ニ, ホ, 5045 イ, 口, 5046 イ, 口, ハ, 5047 イ, 口, 5048 イ, 口, ハ, ニ, 5051 イ, 口, ハ, ニ, 5052 イ, 口, ハ, 5053 イ, 口, ハ, 5054 イ, 口, ハ, 5055 イ, 口, ハ, ニ, 5056 イ, 口, ハ, ニ, ホ, 5057 イ, 口, ハ, 5058 イ, 口, ハ, 5059 イ, 口, ハ, ニ, 5060 イ	
---	--	--

※水源涵(かん)養機能維持増進森林の内、伐期の延長を推進すべき森林のみ記載

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
山地 災害 防止 / 機能 維持 増進 森林	長伐期施業 を推進すべき森林	1 イ, 口, ニ, 4 口, 8 ハ, ニ, 10 イ, 口, 12 ニ, 13 口, 14 ハ, ホ, 15 口, ハ, 16 イ, 口, ハ, 17 口, ハ, ニ, ホ, 18 口, 19 イ, ホ, 24 ハ, 25 ヘ, 27 イ, ニ, ホ, ヘ, ト, 29 イ, 口, ヘ, 35 イ, 43 口, ハ, 44 ハ, ニ, 48 口, 49 ハ, 50 口, 51 イ, 54 イ, 55 イ, ハ, 56 ハ, 59 イ, 口, 60 口, ハ, 61 口, 62 口, 63 イ, 口, 69 イ, 71 イ, 72 イ, 73 イ, 74 イ, 78 イ, 口, ハ, ニ, 79 口, 80 イ, 口, ニ, 81 イ, 口, ハ, ニ, 82 口, 83 ハ, 84 イ, 口, ハ, ニ, 85 イ, 口, ハ, 86 イ, 口, 87 ニ, 88 イ, 口, ハ, 92 イ, 93 イ, 口, ハ, 98 ハ, ニ, 103 ニ, 105 イ, 口, ハ, 106 イ, 109 イ, 口, 112 口, ハ, 113 口, 117 ヘ, 123 イ, 口, ハ, ニ, ホ, 125 ハ, ニ, 126 イ, 134 ニ, ホ, 135 イ, 口, 136 ヘ, 141 ニ, 142 口, ト, 143 ハ, 145 イ, ニ, 146 口, ホ, 148 イ, 149 ハ, 150 チ, リ, 151 口, ハ, 153 口, ハ, ニ, ヘ, 159 ホ, ヘ, 160 ニ, ホ, チ, 161 チ, 162 イ, 口, ト, チ, リ, ヌ, 163 イ, ニ, ホ, ヘ, 164 イ, 口, ハ, ニ, ホ, ヘ, ト, 165 イ, 口, ハ, ニ, ホ, ヘ, チ, 166 イ, 口, 168 イ, 169 イ, 170 イ, 171 イ, 172 イ, 173 イ, 174 イ, 178 ハ, 179 イ, 口, ハ, ニ, 180 イ, 181 イ, 口, 182 イ, 183 イ, 184 イ, 185 イ, 186 イ, 187 イ, 194 イ, 200 口, 202 イ, 口, ハ, 1001 イ, 口, ハ, ニ, 1002 イ, 口, ハ, ホ, ヘ, 1003 イ, 口, ハ, ニ, ホ, ト, リ, 1004 イ, ニ, ホ, チ, リ, 1005 イ, 口, ハ, チ, 1006 イ, 口, ハ, ニ, ホ, チ, 1007 イ, 口, ハ, ニ, ホ, 1008 イ, ニ, ホ, ヘ, 1009 イ, ハ, ニ, ホ, ヘ, 1010 イ, 口, ハ, ニ, ホ, 1011 イ, 口, ハ, ニ, ホ, ヘ, ト, チ, 1012 ニ, ホ, 1013 イ, 口, ニ, 1014 イ, 口, ハ, ニ, ホ, ヘ, 1015 イ, 口, 1016 イ, 1017 イ, 1019 チ, 1020 口, ホ, ヘ, 1021 イ, ハ, 1022 イ, 口, ハ, ニ, ホ, ヘ, 1023 イ, 口, ハ, ニ, ホ, ヘ, ト, 1024 イ, 口, ハ, 1025 イ, 口, ハ, ニ, 1026 口, ハ, ニ, ホ, 1027 口, ハ, ホ, 1028 口, ハ, ニ, ホ, ト, 1029 ハ, ニ, 1030 イ, 口, 1031 イ, 口, ニ, ヘ, 1032 イ, 口, ヘ, 1033 イ, ハ, ニ, 1035 ニ, ヘ, 1036 イ, ハ, ニ, 1037 イ, 口, ハ, ニ, 1038 イ, 口, 1040 口, チ, 1041 イ, 口, ハ, ニ, ホ, ヘ, ト, 1042 口, ハ, 1043 ハ, ホ, 1044 口, ニ, ホ, ヘ, ト, 1045 イ, 口, ハ, ホ, 1046 口, ニ, 1048 ハ, 1052 イ, ハ, ニ, ホ, ヘ, 1053 イ, 口, ハ, ニ, 1054 イ, 口, 1055 イ, 1058 イ, 口, ハ, ニ, ホ, 1059 イ, 口, ハ, ニ, ホ, 1060 イ, 口, ハ, ニ, ホ, 1061 口, ハ, ニ, ホ, 1062 イ, 口, ハ, 1063 イ, ハ, ニ, ホ, ヘ, ト, 1064 ハ, ニ, 1065 イ, 口, ハ, ニ, 1066 口, ハ, ホ, 1067 口, ハ, ニ, ホ, ヘ, ト, 1068 口, ヘ, ト, チ, リ, 1069 口, ハ, 1071 イ, 1072 口, ハ, ヘ, ト, 1073 イ, 口, ハ, ニ, ホ, ヘ, 1074 口, 1075 ト, 1076 イ, 1077 イ, ハ, 1079 イ, 口, ハ, 1088 イ, 口, 1090 口, 1095 ホ, 1096 イ, 1097 ハ, ニ, ホ, ヘ, 1101 イ, ハ, ニ, ホ, ヘ, 1102 口, 1103 イ, 口, ハ, ニ, ホ, 1104 イ, 口, ハ, 1105 イ, 口, ハ, ニ, 1106 イ, 口, ハ, ニ, ホ, ヘ, ト, チ, リ, ヌ, 1107 イ, ホ, ヘ, 1108 ホ, ヘ, ト, 1110 ニ, 1111 イ, 口, 2001 イ, 口, ハ, ニ, ホ, ヘ, 2002 イ, 口, ハ, ニ, 2003 イ, 口, ハ, 2004 イ, ニ, 2005 イ, ヘ, ト, チ, 2008 イ, ニ, ヘ, 2011 ハ, ニ, ホ, 2012 イ, 口, ハ, 2013 イ, 口, ハ, ニ, ホ, ヘ, ト, 2014 イ, 口, ハ, ニ, ホ, 2015 イ, 口, ハ, ニ, ホ, ヘ, ト, チ, 2016 イ, ト, 2019 イ, 口, 2030 ト, 2032 ホ, 2034 口, ハ, ニ, ホ, 2040 イ, 口, ハ, ニ, ホ, ヘ, 2043 イ,	9,931.99

山 地 災 害 防 止 / 機 能 維 持 増 進 森 林	口, ハ, ニ, 2044 イ, 口, ハ, ニ, ホ, へ, 卜, 2045 イ, 口, ハ, 2046 イ, 口, ハ, ニ, ホ, 2047 イ, 2048 イ, 口, ハ, ニ, ホ, 2049 イ, 口, ハ, ニ, ホ, へ, 2050 ヌ, 2051 イ, 口, ハ, ニ, ホ, へ, 卜, 2052 イ, 口, ハ, ニ, ホ, 卜, チ, 2053 イ, ニ, ホ, へ, 卜, 2054 口, 卜, 2055 イ, ニ, へ, 2056 へ, チ, 2057 イ, 口, 2058 ニ, 2059 イ, ハ, ニ, ホ, 2060 ハ, ニ, ホ, 卜, 2061 ホ, 2062 イ, 2066 イ, 2067 イ, 口, 2068 口, 2069 イ, 口, 2070 ホ, 2071 ニ, 2073 イ, 口, 2074 イ, ハ, 2075 イ, 2077 口, ハ, ニ, ホ, へ, 2078 口, ニ, ホ, へ, 2079 口, ハ, 卜, チ, リ, 2080 卜, 2081 イ, 口, ハ, ニ, ホ, 3001 イ, 口, ハ, ニ, 3002 イ, 口, ハ, ニ, 3003 ニ, ホ, へ, 卜, チ, 3004 イ, 口, ハ, ニ, 3006 イ, 3007 イ, ハ, ニ, ホ, 3008 イ, 口, ハ, ニ, ホ, へ, 卜, 3009 口, 3010 イ, 口, ホ, 3012 イ, 口, ハ, ニ, 3013 ホ, 3018 イ, 口, 3019 ニ, 3020 イ, 口, ハ, へ, 3021 へ, 卜, 3023 イ, 3024 へ, 3025 イ, 口, ハ, ニ, ホ, へ, 卜, 3026 イ, ヲ, 3027 イ, 口, ホ, へ, 卜, 3028 イ, 口, ハ, 3034 イ, 口, ハ, 3035 ニ, 3036 イ, ホ, へ, 3037 口, ハ, ニ, ホ, へ, 卜, 3040 イ, 口, ハ, ニ, リ, ヌ, ル, 3042 口, ハ, ニ, ホ, へ, 3043 イ, 口, ハ, ニ, 3044 イ, 口, ル, 3045 イ, 口, ハ, ニ, 3046 イ, 口, ハ, 3049 イ, 口, ハ, ニ, 3050 口, 卜, 3051 イ, 口, ニ, 3052 イ, ニ, ホ, 3053 イ, 口, ハ, ニ, 3054 イ, 口, ハ, ニ, ホ, 3055 イ, 口, ハ, ニ, 3056 ホ, 3060 ハ, 3066 卜, チ, 4001 ハ, ニ, へ, 4002 イ, 口, ハ, 4003 イ, 口, ハ, 4004 イ, 口, ハ, ニ, ホ, 4005 イ, 口, ハ, ニ, ホ, へ, 卜, 4006 イ, 口, 4007 イ, 口, ハ, ニ, ホ, へ, 卜, チ, リ, 4008 イ, 口, ハ, ニ, 4009 イ, 口, ハ, ニ, ホ, へ, 卜, 4010 イ, 口, ハ, ニ, ホ, 4011 イ, ハ, へ, 4012 イ, 口, ハ, ニ, ホ, 4013 イ, 口, ハ, ニ, 4014 イ, ハ, ニ, チ, リ, 4015 イ, 口, 4016 イ, ニ, ホ, 4017 ホ, 4018 イ, 口, ハ, ニ, ホ, 4019 イ, 口, ハ, 4020 イ, 口, ハ, ニ, ホ, 4021 イ, 4023 イ, 口, ハ, ニ, 4024 口, 5002 イ, 口, 5003 イ, 口, 5004 イ, 口, 5007 ニ, ホ, 5008 イ, 口, ハ, 5009 イ, ハ, ニ, 5010 イ, 5011 イ, 口, ニ, 5014 イ, 口, ハ, ニ, 5015 イ, 口, ハ, 5017 イ, 口, ハ, ニ, ホ, へ, 5018 イ, 口, ハ, 5019 イ, 口, 5020 イ, 口, ハ, ニ, 5021 口, 5023 イ	
保 健 文 化 機 能 維 持 増 進 森 林	複層林施業を推進すべき森林	90 ホ, 125 イ, 3055 チ, 4020 へ
	長伐期施業を推進すべき森林	29 イ, 口 86 イ, 87 ニ, 88 イ

※別表2の公益的機能別森林のうち長伐期施業を推進すべき森林は重複する。

【別表3】

区分	公益的機能との重複	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
木材生産機能維持増進森林	なし	皆伐	2 口, ハ, ホ, 3 イ, 口, ハ, ホ, へ, 4 イ, 口, ハ, ニ, 5 イ, へ, ト, 8 イ, 口, ハ, ニ, 9 口, 16 イ, 口, 17 イ, ニ, へ, 18 イ, 口, ハ, ニ, 24 イ, 口, ニ, ホ, へ, ト, 27 ト, 39 ハ, 44 イ, 口, ニ, 45 イ, 口, 46 イ, 口, ハ, 48 イ, ニ, 82 イ, 口, ハ, 83 イ, 口, ハ, 84 ハ, 86 ハ, ニ, ホ, へ, 87 イ, 口, ハ, 90 口, 91 口, 92 ハ, 94 ハ, ニ, 98 イ, ハ, ニ, 103 イ, 口, ハ, ニ, 107 イ, 108 イ, 口, ハ, 109 ハ, ニ, 110 イ, ハ, ニ, 112 口, ハ, 113 口, 114 イ, 口, ニ, ホ, 115 口, ハ, 116 イ, 口, ハ, 117 イ, 口, ハ, ニ, ホ, 128 イ, 口, ハ, ニ, ホ, 130 イ, 口, 132 ハ, ニ, 133 ト, 134 イ, 口, ハ, ニ, ホ, 135 イ, 口, ハ, 136 イ, 口, ハ, ニ, ホ, へ, 137 イ, 138 イ, ハ, ニ, ホ, 139 イ, 口, ハ, ニ, ホ, へ, ト, 140 イ, 口, ハ, ニ, ホ, へ, 141 イ, 口, ハ, ニ, 142 イ, 口, ハ, ニ, ホ, へ, ト, チ, 143 イ, 口, ハ, 144 イ, 口, ハ, ニ, 145 口, ハ, 146 イ, ハ, ニ, ホ, へ, 147 イ, 口, ハ, ニ, ホ, 148 ホ, 151 ハ, ニ, ホ, へ, ト, チ, 152 イ, 口, ニ, へ, ト, チ, 153 イ, 154 イ, 口, ハ, ニ, ホ, へ, ト, チ, 155 ホ, へ, 156 イ, 口, ハ, ニ, ホ, へ, ト, 157 イ, 口, ハ, ニ, へ, 158 イ, 口, ハ, ニ, ホ, へ, ト, 159 イ, 口, ハ, ニ, へ, ト, チ, リ, 160 イ, ハ, ニ, へ, ト, リ, ヌ, ヲ, ワ, 161 イ, 口, ハ, ニ, ホ, チ, リ, ヌ, 162 ヌ, 163 イ, 口, ハ, ホ, 164 ニ, 165 へ, 167 イ, 口, 1002 へ, ハ, ニ, ホ, 1004 ト, 1005 口, ニ, ホ, へ, 1009 口, 1012 ハ, 1013 ハ, 1014 イ, 1017 イ, 口, ハ, ニ, ホ, へ, ト, 1018 イ, 口, ハ, ニ, 1019 イ, 口, ハ, ニ, ホ, へ, ト, チ, 1020 イ, 口, ハ, ニ, 1021 口, 1023 ト, 1027 イ, 口, ハ, ニ, ホ, 1028 イ, ホ, 1029 イ, 口, 1032 イ, 口, ハ, ニ, ホ, へ, 1033 イ, ニ, 1035 イ, 口, ホ, 1036 口, ニ, へ, 1039 ニ, 1043 イ, へ, 1044 ニ, ト, 1046 口, ニ, 1047 ハ, ニ, 1048 イ, 1051 ハ, ニ, 1052 口, ハ, ニ, ホ, 1053 イ, 口, ハ, 1054 イ, ニ, 1061 イ, 1063 イ, 口, ハ, 1064 イ, 口, ハ, 1066 イ, 口, ハ, ニ, ホ, へ, 1067 イ, 口, ト, 1068 イ, 口, ハ, リ, 1069 イ, 口, 1070 口, ハ, ニ, ト, 1071 口, 1072 口, ハ, へ, 1074 へ, 1075 イ, 口, 1089 へ, 1094 ト, 1095 ハ, ホ, 1096 イ, 口, ハ, ニ, 1097 イ, 口, ニ, ホ, へ, 1098 イ, 1100 へ, 1101 口, ニ, 1102 ト, 1103 イ, 1104 イ, 口, ハ, 1105 ニ, 1107 へ, ト, チ, 2016 ホ, 2017 イ, ホ, 2035 口, 2037 ニ, 2050 口, ニ, へ, チ, ヌ, 2051 イ, ニ, ホ, ト, 2052 イ, ニ, へ, ト, 2053 口, ハ, 2054 イ, ホ, へ, チ, 2055 口, ハ, ニ, ホ, へ, 2056 口, ハ, ニ, ホ, へ, ト, 2057 ハ, ニ, ホ, へ, ト, 2058 イ, 口, ハ, 2060 ホ, 2061 イ, 口, ハ, へ, 2062 イ, 口, ハ, ニ, ホ, へ, 2063 イ, 口, ハ, ニ, ホ, 2064 イ, 口, ハ, ニ, 2065 イ, 2066 ニ, 2067 イ, ハ, ニ, 2070 イ, 口, ハ, 2072 イ, 口, 2073 イ, ニ, 2075 口, 2076 イ, 口, ハ, ニ, ホ, 2077 ト, チ, リ, ヌ, 2078 イ, ハ, 2079 口, ハ, ホ, へ, ト, 2080 イ, 口, ハ, ニ, ホ, 3003 イ, 口, ハ, ニ, 3018 イ, 口, 3019 イ, 口, ハ, 3020 イ, 口, ハ, ニ, ホ, 3021 イ, 3023 イ, ハ, ホ,	6,282.57

木材生産機能維持増進森林		へ, 3038 ヌ, ル, ヲ, ワ, 3039 ニ, ホ, へ, 3040 ヲ, 3044 ハ, 4011 イ, ロ, 4014 ホ, へ, ト, 4016 ロ, 4020 ホ, 4021 イ, ロ, ハ, 4022 イ, ロ, ハ, 4024 イ, ハ, 5006 イ, ロ, ハ, ニ, 5007 イ, ロ, ハ, ニ, へ, 5008 ホ, ト, 5009 イ, ロ, 5017 ロ, へ	
	特に効率的な施業が可能な森林 ※人工林について は原則として主伐後には植栽による更新を行うこと。	皆伐 23 ホ, へ, 45 イ, ロ, 46 ロ, 48 ニ, 63 イ, 86 ハ, ホ, へ, 87 イ, ロ, 102 ハ, ニ, 108 ハ, 156 へ, 158 ハ, 1063 へ, 1073 ホ, 1088 ホ, 2001 ト, 2011 イ, 2012 イ, ロ, ハ 2014 ロ, ハ, ニ 2017 イ, ハ, ホ, 2019 イ, 2021 ハ, ニ, ホ, へ, 2027 ホ, 2028 ホ, 2053 ホ, 2054 ホ, 2056 ロ, ハ, ニ, ホ, へ, ト, 2064, イ, ロ、ハ, ニ, 2075 ハ, ニ, 3024 イ, 3039 ニ, ホ 「特に効率的な施業が可能な森林」の区域設定基準 1 人工林が過半数 2 地位3以上の森林が過半 3 平均傾斜が30度以下 4 道から林小班までの距離が200m以内 5 制限林は除外 6 1から5の全てに該当し、市町村が施業可能と判断した箇所	846.44

4 その他

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

現在、松本市では森林整備を実施しているNPO法人ではなく、森林法第10条の11第2項に定める事業実施協定は締結していません。

今後、森林整備を実施するうえで施業実施協定の締結が必要となった場合は、県、市が必要な助言を行って協定締結につなげます。

第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進

1 森林経営の受委託等による規模の拡大に関する方針

森林組合等の林業事業体による森林経営計画の作成を促進し、持続的な森林経営を推進します。

2 森林経営の受委託等による規模の拡大を促進するための方策

次のことを実施し、森林経営の規模拡大を促進します。

- (1) 森林組合等林業事業体、特定非営利活動法人（NPO法人）、林業普及指導員、地域の有識者等と連携を図り、自治会や地域協議会、森林所有者へ森林整備の必要性等の情報提供を行います。
- (2) 地域単位の懇談会や説明会を開催し、持続的な森林経営を進めるための合意形成を図ります。
- (3) 施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及び斡旋を行い、森林経営計画の作成を促進します。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

次のことに留意することとします。

- (1) 森林経営の委託にあたっては、森林所有者と森林組合等林業事業体との間で森林経営委託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に周知すること。
- (2) 森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る立木の育成、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねている事が必要になることを森林所有者に周知すること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 市は、森林所有者の意向確認等を行い、森林環境譲与税を活用しつつ森林の適切な経営管理が行われるよう推進します。
- (2) 森林経営管理制度の運用にあたっては、公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法と整合性に留意します。

第6 森林施業の共同化の促進

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

効率的な森林施業及び保護の実施を実現するため、森林施業の共同化を促進します。そのため、共同して森林経営計画を作成することを促進し、不在村森林所有者等の参画を働きかけます。また森林経営計画の作成に当たっては、作業路網の整備、利用及び維持管理を共同して実施することを促進します。

なお国有林の近接地では、中信森林管理署と連絡を密にし、民国連携による森林施業の共同化が効率的か検討します。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- (1) 森林経営計画の作成森林を森林計画図や GIS 等で管理することで、森林施業の共同化が有効な森林を具体的に検討し、森林所有者と森林組合等林業事業体へ森林経営計画の作成を働きかけます。
- (2) 森林経営計画を策定した森林において、計画森林の範囲を超えて森林施業の共同化が必要な森林である場合、それぞれの計画と調整を図ります。
- (3) 森林経営計画を作成した森林以外で森林施業の共同化が必要な森林では、森林法第 10 条の 11 第 1 項に規定する施業実施協定への参加を、森林所有者又は当該土地の所有者へ働きかけます。
- (4) 特定非営利活動法人（NPO 法人）等営利を目的としない者が、公益的機能別施業森林において間伐又は保育その他の森林施業等を計画し、施業実施協定を認可するに適当である内容である場合は、森林所有者又は当該土地の所有者に対し、協定への参加促進に協力します。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 共同して森林経営計画を作成した者は、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととします。また、作業路網その他の施設の維持運営は、森林経営計画者が行うよう指導を図ります。

- (2) 共同して森林経営計画を作成した者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことによりその者が他の森林経営計画者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の果たすべき責務等を明らかにするよう指導を図ります。

第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

(単位: m/ha)

区分	作業システム	基幹路網密度			細部路網密度 森林作業道	路網密度
		林道	林業専用道	小計		
緩傾斜地 0~15° 未満	車両系	15~20	20~30	35~50	65~200	100~250
中傾斜地 15~30° 未満	車両系	15~20	10~20	25~40	50~160	75~200
	架線系				0~35	25~75
急傾斜地 30~35° 未満	車両系	15~20	0~5	15~25	45~125	60~150
	架線系				0~25	15~50
急峻地 35° ~	架線系	5~15	—	5~15	—	5~15

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

木材生産機能維持増進森林は、路網整備等推進区域として低コスト林業を実現するため路網整備を推進します。

3 作業路網の整備

(1) 基幹路網

ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき基幹路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備考
林道規程	昭和 48 年 4 月 1 日 48 林野道第 107 号林野庁長官通知
林業専用道作設指針	平成 22 年 9 月 24 日 22 林整整第 602 号林野庁長官通知
長野県林業専用道作設指針	平成 23 年 4 月 15 日 23 信木第 39 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年 3 月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：m 面積：ha

開設 / 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 及び 路線数	利用区域面積	うち 前半 5年分	対図番号	備考
開設(新設)	自動車道	林道	中山	栗の木	1,000	204	190	①	
開設(新設)	自動車道	林道	里山辺	高遠	1,400	728	500	②	
開設(新設)	自動車道	林道	入山辺	追倉	1,700	492			
開設(新設)	自動車道	林道	奈川	川浦	100	30			
開設(新設)	自動車道	林道	奈川	西山南	2,000	570			
開設(新設)	自動車道	林道	奈川	沼の沢	430	70			
開設(新設)	自動車道	林道	奈川	コオリ沢	500	44			
開設(新設)	自動車道	林道	奈川	魚イラズ	500	40			
開設(新設)	自動車道	林業専用道	入山辺	袴越	2,300	89	1,000	③	
開設(新設)	自動車道	林業専用道	入山辺	一の海	2,500	218			
開設(新設)	自動車道	林業専用道	入山辺	大和合	1,600	75	500	④	
開設(新設)	自動車道	林業専用道	入山辺	柄の木	3,000	182	1,000	⑤	
開設(新設)	自動車道	林業専用道	入山辺	橋倉	2,000	54			
開設(新設)	自動車道	林業専用道	入山辺	寒沢上段	2,200	64	2,200	⑥	
開設(新設)	自動車道	林業専用道	入山辺	六郎沢上段	1,400	82	1,400	⑦	
開設(新設)	自動車道	林業専用道	四賀	草深支	973	24			
開設(新設)	自動車道	林業専用道	四賀	保福寺大沢	1,275	30	500	⑧	
開設(新設)	自動車道	林業専用道	四賀	保福寺峠下	793	15	793	⑨	
開設(新設)	自動車道	林業専用道	四賀	久手地沢支	2,705	64	500	⑩	
開設(新設)	自動車道	林業専用道	四賀	保福寺峠	1,336	24	500	⑪	
開設(新設)	自動車道	林業専用道	四賀	久手地沢	740	24	740	⑫	
開設(新設)	自動車道	林業専用道	四賀	矢久	1,234	19			
開設(新設)	自動車道	林業専用道	奈川	金原正沢	1,142	37	500	⑬	
開設(新設)	自動車道	林業専用道	奈川	金原南沢	973	69	500	⑭	
開設(新設)	自動車道	林業専用道	奈川	学間沢	750	38	750	⑮	
開設(新設)	自動車道	林業専用道	奈川	学間洞	893	22	500	⑯	
開設(新設)	自動車道	林業専用道	奈川	押ヶ沢	852	26			
開設(新設)	自動車道	林業専用道	奈川	神谷大久保	1,200	42			
開設(新設)	自動車道	林業専用道	安曇	中平	600	75			

開設 (新設)	自動車道	林業 専用道	安曇	高山	1,000	389	500	⑯	
開設 (新設)	自動車道	林業 専用道	波田	ハト峰	7,000	443	500	⑰	
開設 (新設)	自動車道	林業 専用道	波田	かやの	1,300	91	500	⑲	
開設 (新設)	自動車道	林業 専用道	波田	唐沢	1,000	76	500	⑳	
				33 路線	48,396		14,073		
開設 (改築)	自動車道	林道	入山辺	大仏入	958	100			
開設 (改築)	自動車道	林道	里山辺	大嵩崎	300	30			
				2 路線	1,258				
拡張 (改良)	自動車道	林道	中山他	宮ノ入	700	593	1,000		法面保全 局部改良
拡張 (改良)	自動車道	林道	本郷	美ヶ原	1,000	1,172	1,000		局部改良 法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	入山辺	菖蒲沢	200	109			法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	里山辺	湯ノ原	500	111	150		法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	内田	鉢伏	300	41			局部改良 法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	入山辺	桧沢	500	244			局部改良 法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	里山辺	高遠	450	726			法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	中山	栗の木	400	204			法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	入山辺	よもぎこば	400	366	100		法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	岡田	日陰	400	91			局部改良 法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	四賀	太ノ田	800	304			局部改良 法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	四賀	花川原	350	170			局部改良 法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	四賀	虚空蔵	550	119			局部改良 法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	四賀	菅ノ田	140	45			局部改良 法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	四賀	中北山	400	47			局部改良 法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	四賀	十二沢	400	194			局部改良 法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	四賀	傘	450	83			局部改良 法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	四賀	水上	200	112			局部改良 法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	四賀	池の平	600	59			局部改良 法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	四賀	長沢	200	38			局部改良 法面保全

拡張 (改良)	自動車道	林道	四賀	峯山	200	62			局部改良法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	四賀	草深	140	348			局部改良法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	四賀	駒平	400	102			局部改良法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	四賀	小屋沢	550	37			局部改良法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	奈川	菅田沢高ソメ	1,000	962			法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	奈川安曇	奈川安曇	6,648	2,920	6,648		局部改良法面保全 橋りょう改良す道改良
拡張 (改良)	自動車道	林道	奈川	西山	1,000	538			法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	奈川	曾倉沢	150	115			法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	奈川	沼の沢	300	65			法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	奈川	忠地川角平	600	521			局部改良
拡張 (改良)	自動車道	林道	奈川	月夜沢	1,000	2,855			局部改良
拡張 (改良)	自動車道	林道	安曇	番所	200	847			局部改良
拡張 (改良)	自動車道	林道	安曇	島々	120	286			法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	安曇	稻核	300	183			法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	安曇	池尻	150	73			法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	安曇	氷沢	100	207			法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	梓川	安曇野	1,000	1,057			局部改良法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	梓川	沢山	600	690			局部改良法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	梓川	穴沢	400	100			局部改良法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	梓川	大飛々	250	31			局部改良
拡張 (改良)	自動車道	林道	波田	黒川	520	2,680	50		局部改良(橋) 局部改良幅員改良法面保全
拡張 (改良)	自動車道	林道	波田	あきんど平支	650	394			局部改良
				42 路線	25,218		8,148		
拡張 (舗装)	自動車道	林道	中山	栗の木	3,000	204			
拡張 (舗装)	自動車道	林道	里山辺	高遠	5,000	726			
拡張 (舗装)	自動車道	林道	入山辺	御鷹山	4,000	323			
拡張 (舗装)	自動車道	林道	四賀	菅ノ田	1,794	45			
拡張 (舗装)	自動車道	林道	四賀	傘	3,000	83			

拡張 (舗装)	自動車道	林道	四賀	峯山	2,369	62		
拡張 (舗装)	自動車道	林道	四賀	太ノ田	300	304		
拡張 (舗装)	自動車道	林道	四賀	草深	2,267	348	2,267	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	奈川	菅田沢高ソメ	2,000	962	2,000	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	奈川	曾倉沢	1,000	115		
拡張 (舗装)	自動車道	林道	奈川	金原	500	85		
拡張 (舗装)	自動車道	林道	奈川	西山	500	538		
拡張 (舗装)	自動車道	林道	奈川	奥小唐沢	1,000	99		
拡張 (舗装)	自動車道	林道	奈川	忠地川角平	200	521		
拡張 (舗装)	自動車道	林道	奈川	大寄合	500	175		
拡張 (舗装)	自動車道	林道	安曇	番所	1,000	847		
拡張 (舗装)	自動車道	林道	安曇	島々	800	286		
拡張 (舗装)	自動車道	林道	安曇	稻核	3,344	183	3,344	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	安曇	氷沢	1,000	207		
拡張 (舗装)	自動車道	林道	安曇	池尻	800	73		
拡張 (舗装)	自動車道	林道	梓川	安曇野	3,000	1,049	3,000	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	波田	黒川	5,000	2,680	5,000	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	波田	水沢	800	68		
拡張 (舗装)	自動車道	林道	波田	小水沢	400	44		
				24 路線	43,574		15,611	

ウ 基幹路網の維持管理

基幹路網の開設にあたっては、管理者を定め、林道台帳等を作成して管理することとします。

なお管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして林道台帳等に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

(2) 細部路網

ア 細部路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき細部路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備考
森林作業道作設指針	平成 22 年 11 月 17 日林整整第 656 号林野庁長官通知
長野県森林作業道作設指針	平成 23 年 8 月 1 日 23 森推 325 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年 3 月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

イ 細部路網の維持管理

細部路網の開設にあたっては、管理者を定め、台帳を作成して管理することとします。なお、管理者は、路線の点検に努め、写真を撮影するなどして台帳に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

第8 その他

1 林業に従事する者の養成及び確保

林業のための技能・技術の習得やキャリアアップのため、県や（一財）長野県林業労働財団の企画する研修への積極的な参加を促進します。特に次代の森林・林業を担う20代から30代の林業技術者が、地域の森林所有者等が安心して森林経営を任せられるリーダー的存在として成長できるように、広域市町村と連携し、県や森林組合等林業事業体と一緒に支援します。

また、林業が水源かん養や土砂災害防止、地球温暖化防止にも役立つ「やりがい」のある仕事をあることを地域内外へ発信し、広域圏全体として新規就業者の確保に努めます。

そのために、森林組合等林業事業体に経営方針を明確化させ、木材需要側との連携を密にしながら林業経営基盤を強化することで、雇用の安定を期するものとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進

将来の稼働率も考慮しつつ、高性能林業機械の導入について、広域市町村と連携し、森林組合等林業事業体と検討します。

施業の種類		現 状	将 来
伐倒 造材 集材	市内 一円	チェンソー	ハーベスター
		プロセッサ	チェンソー
		フォワーダ	プロセッサ
		タワーヤーダ	フォワーダ
		スイングヤーダ	タワーヤーダ・スイングヤーダ
		チェンソー	チェンソー
造林	市内 一円	刈払機	刈払機
		人力	チッパー
保育			リモコン自動枝払い機

3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備

該当なし

III 森林の保護

第1 鳥獣害の防止

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

対象鳥獣はニホンジカとするが、ニホンジカの分散や生息域の変化が認められることから、当面の間、区域設定は行いません。

(2) 鳥獣害の防止方法

通年全域で有害鳥獣駆除を実施し、あわせて美ヶ原周辺の林内においても合同捕獲（4～5回／年）を実施します。

2 その他

鳥獣害防止対策の実施状況については、現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業体、森林所有者からの情報収集により行います。

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

1 森林病害虫の駆除及び予防の方法

(1) 松枯れ被害防止

守るべき松林を中心に対策を推進し、次の措置を組み合わせながら講じます。

- ・ 伐倒駆除
- ・ 各種予防事業
- ・ 守るべき松林周辺部の樹種転換
- ・ ライフライン等の保全のための倒木の危険のある立木及び枯損木の伐採
- ・ 伐採木のバイオマス利用

松本市松枯れ被害対策基本方針により実施します。

(2) カシノナガキクイムシによる被害の拡大防止

防災上、景観上維持すべきナラ類については、被害等確認された場合、防除方法等について長野県林業総合センターを中心に試験研究を進めるなど、より効果的かつ総合的な被害防除対策の推進を図ります。

(3) スギノアカネトラカミキリの被害防止

林分が閉鎖し枯れ枝が発生する前に生枝打ちを実施するとともに、間伐により健全な森林の維持に努めます。

(4) カラマツの先枯病の被害防止

罹病木を発見した場合は、速やかに伐倒し、枝条の焼却処分を検討します。

また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定します。

(5) その他の病害虫等被害防止

その他の病害虫が発生した場合、適正な防除、駆除に努めます。また、早期発見、早期防除が最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努めます。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

第二種特定鳥獣管理計画に基づき、幼齢木保護具の設置や剥皮防止帯の設置、忌避剤の散布、わな、銃器による捕獲等の各種対策を総合的に実施します。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の予防については、関係機関等と連携し、積極的な普及啓発を行い、地域住民への林野火災の予防を喚起します。

(1) 火入れを実施する場合

森林法第21条に規定する火入れは「松本市火入れに関する条例」に基づき、許可を行います。
(条例抜粋)

項目	内容
火入れの許可申請の必要な範囲	森林又は森林に接近している範囲1km以内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地（地域森林計画区域外も含む）
火入れの目的	ア 造林のための地ごしらえ イ 開墾準備 ウ 害虫駆除 エ 焼畑 オ 採草地の改良（森林法施行規則第47条第1項）
許可条件	期間（7日以内） 面積（1件当たり5haを超えない） 従事者（1haまで15人以上） ※1haを超える場合は、超える部分の面積1haあたり5人を加えた人数以上とする。
申請方法	火入れを行う7日前までに森林環境課に必要書類を提出する。
申請に必要なもの	① 火入れ許可申請書 ② 火入れを行う土地、周囲の状況及び防火の設備の位置を示す見取り図 ③ 火入れ地が申請者以外の者が所有又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書 ④ 請負（委託）契約に基づいて火入れを行うときは、その契約書の写し

4 その他

(1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備考
松くい虫被害森林周辺	樹種転換等により対応

IV 森林の保健機能の増進

1 保健機能森林の区域

森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適當と認められる森林について、保健機能森林として設定します。

森林の所在		面積	備 考
位置	林小班	ha	
松本	37 口に、38 仁にホ	108.2	美ヶ原県民の森
奈川	2017 ハト	33.1	木曾路原

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法
伐採	長伐期施業を原則とする。
造林	伐採後は、速やかに植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとする。
植栽	植栽は、出来るだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとする。
保育	特定広葉樹林施業を推進すべき森林の保育の方法に従い行うものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

該当なし

V その他森林の整備に必要な事項

1 森林経営計画の作成

- (1) 森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を適切に計画するものとします。
- ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
 - イ 公益的機能別施業森林等の整備
 - ウ 特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林主伐後の植栽
 - エ 森林経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
 - オ 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
- なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告され後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

(2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積(ha)	区域設定の理由
四賀地区	1001～1112 林班	7,131.58ha	
旧市地区	1～128, 130 林班 131～206 林班	12,684.93ha	
梓川地区	4001～4027 林班	1,589.57ha	
波田地区	5001～5033, 5038～5048 林班 5051～5060 林班	4,132.95ha	当区域指定地区的森林は、現在、松枯れ被害の被害地であり、今後の松くい虫被害により林班単位の経営計画を樹立することが困難であるため、林業事業体との共同化を図り、属地計画の樹立ができるよう区域を定めるもの。

2 生活環境の整備

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興

計画的な森林整備と林業経営基盤の整備を推進し、地域材利用を拡大して地域振興を図ります。また、木質ペレット用材、薪ストーブ用材・発電燃料の用材としての木材利用を推進し、未利用材が有効活用できる仕組みづくりに取り組みます。

4 森林の総合利用の推進

市民が体験を通じて森林と林業への関心を育むフィールドとして、三才山地区の「美鈴湖もりの国」に林間オートキャンプ場があり、四賀地区にはコテージや研修室、木工室を備えた「環境学習の森」が整備されています。今後も施設の維持管理に努め、市民が森林と親しむ機会の確保を図ります。

5 住民参加による森林の整備

(1) 地域住民参加による取組

岡田地区の「芥子坊主山 市民の森」は、所有者から本市が森林を借用してフィールドとし、市民ボランティアによる森林整備や、一般の市民が参加するイベントが行われています。また、市内で活動する森林ボランティア団体によるイベントには人的支援を行っています。今後も、市民が気軽に森林に触れ合える場を提供できるよう取り組んでいきます。

(2) 企業と地域住民連携による取組

県の「森林の里親促進事業」を活用し、企業と地域住民による森林整備と交流の促進を支援します。

現在市内では、5か所で同事業を実施しています。



自然観察会（芥子坊主山 市民の森）



除伐作業（美鈴湖 森林の里親促進事業）

6 森林経営管理制度に基づく事業

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて市町村森林経営管理事業を計画していくこととします。

7 その他必要な事項

(1) 市有林の経営に関する事項

本市は、市内に 11,867ha の市有林があり、カラマツの搬出間伐や良好な森林環境を維持しつつ、木材生産を図る地域の模範的な森林を目指すため、主伐事業を計画していきます。

(2) 埋蔵文化財包蔵地に関する事項

市内には、周知の埋蔵文化財包蔵地が多く存在しており、作業道開設を含む森林整備を実施する際には、文化財保護に十分な配慮をする必要があります。これについて、森林組合をはじめとする林業事業体に周知し、事前調査を十分に行い、市の埋蔵文化財担当部署とも連携して埋蔵文化財の保護に努めます。

【計画策定の経過】

1 森林法第10条の5第6項の規定による学識経験を有する者からの意見聴取

意見聴取日	意見聴取方法	相手方
令和6年2月	素案による意見聴取	松本市林業振興協議会

2 公告・縦覧期間

令和6年2月1日から令和6年2月22日まで

3 計画書作成担当者

課・係	職	氏名	備考
森林環境課 森林整備担当	課長補佐	竹内 広和	
〃	森林専門官 兼課長補佐	秋山 巖	
〃	主任	齋藤 吉朗	
森林環境課 木材利用推進担当	主事	保坂 和輝	

4 森林法第10条の12の規定に基づく長野県の協力者

所属	課・係	職	氏名	備考
松本地域振興局	林務課 普及係	専門幹兼 担当係長	北澤 治樹	

5 計画の公表計画

公表の方法	時期	備考
松本市ホームページ	計画樹立後1ヶ月以内	
森林環境課窓口	計画樹立後1ヶ月以内	